

◎新潟県告示第358号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本<u>1部</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本<u>2部</u>とする。<u>ただし、新潟県に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有する者（以下「県内建設業者」という。）以外の者（以下「県外建設業者」という。）にあつては</u>正本1部、副本1部とする。</p>
<p style="text-align: center;">（資格審査申請の種類等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 定期申請は、<u>平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の別に定める期間に行わなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（資格審査の申請期間等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 定期申請は、<u>次の各号に掲げる建設業者の区分に応じ、当該各号に定める期間に行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>県内建設業者 平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の10月1日から12月28日までの期間</u></p> <p>(2) <u>県外建設業者 定期申請年の前年の11月1日から12月28日までの期間</u></p> <p>3 （略）</p>
<p style="text-align: center;">（参加資格の承継）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部とする。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（参加資格の承継）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部、<u>副本1部</u>とする。<u>ただし、県外建設業者にあつては、正本1部とする。</u></p> <p>4・5 （略）</p>
<p>第8条の2 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>承継認可を受けた申請者が当該承継認可の通知を受けた日から20日以内に前項の申請をする場合には、前条第2項第4号に掲げる添付書類を提出することを要しない。</u>この場合において、当該申請者は、法の規定による建設業者としての地位を承継する日（以下「地</p>	<p>第8条の2 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、承継認可を受けた申請者が当該承継認可を受けた日から20日以内に前項の申請をする場合には、前条第2項第4号に掲げる添付書類を提出することを要しない。この場合において、当該申請者は、法の規定による建設業者としての地位を承継する日（以下「地位承継</p>

位承継日」という。)から30日以内に法人の登記事項証明書を知事に提出しなければならない。

- 3 承継認可を受けた申請者が当該承継認可の通知を受けた日から20日以内に第1項の申請をした場合において、地位承継日が知事から参加資格を承継させる旨の通知を受けた日又は参加資格を承継させない旨の通知を受けた日(以下「通知受理日」という。)の前日以前であるときは、同項の申請の日又は地位承継日のいずれか遅い日から通知受理日まで、被承継人に対して認めた参加資格は、当該申請者に対して認めたものとみなす。

4 (略)

第13条 削除

(資格審査の申請)

第15条 (略)

2 (略)

- 3 経常共同企業体の資格審査に係る申請書類の提出部数については、第8条第3項の規定を準用する。

第22条 (略)

別記(第6条、第16条関係)

建設工事入札参加資格審査事項

競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。

1 (略)

2 主観的事項

(1)・(2) (略)

(3) 新分野への進出状況 定期申請年の前年の12月28日以前2年間における日本標準産業分類の建設業以外の分類に属する事業への500万円以上の支出の有無(新潟県に主たる営業所(法第3条第1項に規定する営業所をいう。)を有する者に限る。)

(4)～(6) (略)

日」という。)から30日以内に法人の登記事項証明書を知事に提出しなければならない。

- 3 承継認可を受けた申請者が当該承継認可を受けた日から20日以内に第1項の申請をした場合において、地位承継日が知事から参加資格を承継させる旨の通知を受けた日又は参加資格を承継させない旨の通知を受けた日(以下「通知受理日」という。)の前日以前であるときは、同項の申請の日又は地位承継日のいずれか遅い日から通知受理日まで、被承継人に対して認めた参加資格は、当該申請者に対して認めたものとみなす。

4 (略)

(書類の経由)

第13条 この章の規定により県内建設業者が提出する書類は、その主たる営業所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(資格審査の申請)

第15条 (略)

2 (略)

- 3 経常共同企業体の資格審査に係る申請書類の提出部数については、第8条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「県外建設業者」とあるのは、「代表者が県外建設業者である経常共同企業体」と読み替えるものとする。

(書類の経由)

第22条 この章の規定により経常共同企業体が提出する書類については、第13条の規定を準用する。この場合において、同条中「県内建設業者」とあるのは「代表者が県内建設業者である経常共同企業体」と、「その」とあるのは「当該県内建設業者の」と読み替えるものとする。

第23条 (略)

別記(第6条、第16条関係)

建設工事入札参加資格審査事項

競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。

1 (略)

2 主観的事項

(1)・(2) (略)

(3) 新分野への進出状況 定期申請年の前年の12月28日以前2年間における日本標準産業分類の建設業以外の分類に属する事業への500万円以上の支出の有無(県内建設業者に限る。)

(4)～(6) (略)